

■議案第24号 四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について

【要旨】

介護保険料は、介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定することとなっています。この度、第7期の介護保険事業計画を策定することに伴い、2018年度から2020年度の保険料基準額（月額）を6,000円に設定するものです。

また、介護保険法の改正により、町の質問調査権について、第2号被保険者の配偶者若しくは第2号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、その対象となるよう範囲が拡大されるとともに、これらの者が正当な理由なしに物件の提出等を命ぜられてこれに従わない等の場合には、条例で10万円以下の過料を科する規定を設けることができることとされたため、条例を改正するものです。

【改正内容】

- ① 第7期計画に基づく第1号被保険者の介護保険料の改定
- ② 町の質問調査権について、第2号被保険者の配偶者若しくは第2号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者についてその対象となるよう範囲を拡大
- ③ 10万円以下の過料を処する者の対象者の範囲の拡大

【施行期日】

平成30年4月1日

【改正根拠法等】

四万十町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第7期）

介護保険法（抜粋）

（被保険者等に関する調査）

第202条 市町村は、被保険者の資格、保険給付、地域支援事業及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 略

（資料の提供等）

第203条 市町村は、保険給付、地域支援事業及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産若しくは収入の状況又は被保険者に対する老齢等年金給付の支給状況につき、官公署若しくは年金保険者に対し必要

な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

2 略

第214条 略

2 略

3 市町村は、条例で、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、第二百二条第一項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

4・5 略